

令和元年5月9日
税務課
担当者 西田
内線 3501
外線 225-1271

自動車税納税通知書の送付用封筒の誤りについて

1 概要

今年度の自動車税定期課税において、本県が自動車税納税通知書の封入封かん業務を委託している業者の誤りにより、一部の納税通知書が福井県の封筒で発送されていたことが判明した。

- (1) 対象者 金沢市内の一部の納税者
- (2) 件数 100通程度

2 原因

当該委託業者の誤りにより、封入封かん作業を行う際に、福井県の封筒が混入していたため。

3 福井県の封筒で送付された納税通知書の有効性

自動車税納税通知書の送付用封筒に誤りがあったものであり、納税通知書そのものには誤りはなく、適法なものであることから、これを使用して納税していただきたい。

4 再発防止策

今後、同様の事例が発生しないよう、委託先にチェック体制の強化を求めるとともに、確実に実行させる。

5 問い合わせ先

個別の課税案件について不明の点があれば、石川県総務部税務課自動車税グループ（076-225-1272 又は 1273）で対応する。